

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	美幌町行政改革委員会（第3回）
開 催 日 時	平成26年3月25日（火） 18時30分 開会 20時00分 閉会
開 催 場 所	しゃきっとプラザ会議室1
出 席 者 氏 名	委員 森委員、池委員、大津委員、小川委員、加藤委員、志布委員、 白石委員、福田委員、久山委員 町 平井総務部長、小西まちづくり主幹、田中税務主幹、 齊藤納税担当主査
欠 席 者 氏 名	倉知委員
事務局職員職氏名	小澤政策担当
議 題	1 サービス制限条例について 2 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	1名（うち報道1名）
会 議 資 料 の 名 称	【資料1～3】 ・行政サービス事業概要 ・条例案に対する意見・質問等について ・「美幌町町税の滞納に対する制限措置に関する条例（案）」の概略
会議録の作成方針	☒ 録音テープを使用した全部記録
	☐ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録
その他の必要事項	

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
まちづくり主幹	ただいまより、第3回行政改革推進委員会を開催いたします。開会にあたりまして、会長よりご挨拶をいただきます。お願いいたします。
会長	<u>会長挨拶</u> 改めまして、こんばんは。今日は第3回の行政改革委員会でございます。早速ですが、制限措置に関する条例の案について、税務主幹にご説明いただきたいと思います。そして、皆さんはそれについて、ご質問等がありましたら、お聴きいただいて。それでは、よろしく願いいたします。
税務主幹（説明）	<u>議題1 サービス制限条例について</u> 皆さん、ご苦勞様です。本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。今日はサービス制限をする事業について、ざっくりばらんにご意見いただければということで、お願いしたいと思います。その前に資料1～3について、ご説明したいと思います。 【資料1～3】に基づき説明。
会長（司会）	どうもありがとうございました。それでは、新たに特に赤マルが付いたところですかね。今まで出てこなかったところ。ここに関して、皆さんのご意見、或いは質問なり、ありませんか。
税務主幹	それにつきまして、今回赤マルを付けさせていただいた部分で、要綱で制限しているところがあります。その要綱があるものにつきましては、条例案ができる際に、条例も含めて制限していきたいと思っています。それ以外の部分では、非制限のところには要綱があつて、その横に赤マルが付いているものは、新たに条例を作れば、条例の方で制限していきたいものです。例えば、資料1の2枚目No.24～29の福祉関係のものなのですが、こちらにつきましても赤マルを付けさせていただきました。資料の交通費の助成等になります。これは、元々、ご本人に負担していただいているのだけでも、それに対して町が助成させていただきますというものです。元々、本人が出すのだけでも、それに上乗せというか、助成させていただきたいと行っているものなので、そういうものについては、サービス制限に加えてもいいのではないかと、赤マルを付けさせていただきました。他の制限している市町村におきましても、例えば、視察に行った赤平市については、重度障害者福祉タクシー券であるのですが、そちらについては制限に加えています。美幌町につきましても、福祉の分野になるのですが、その部分を制限に加えてはどうかと考えています。
会長（司会）	それでは、今ご説明がありましたように、特に資料1のNo.24～29の部分だと思いますが、どうですか。 ちなみに、右の申請数は現在申請している方の数ですか。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
税務主幹	申し訳ありません。これは平成23年のデータです。
会長	これはどれくらい助成されているのですか。
税務主幹	申し訳ありません。そこまでのデータは、今手元にありません。
会長（司会）	他にいかがでしょうか、皆さん。
委員	患者さんは町内だけじゃないですよ。町外に通っている方たちも補助しているのです。
税務主幹	そうですね。
会長	でも、全額じゃないと思います。半分とか、月1回とか。制限があったような気がしました。
総務部長	医療の専門分野があるので、町外というのが多いですね。自家用車で行ったり、交通機関を使って行ったりということで、交通費が嵩むのです。そういったところに美幌町も助成をして、通いやすいような環境を作っています。
会長	確か自家用車で北見市に行った場合でも、汽車の運賃だったように思います。
総務部長	昔、自家用車でしたら、助成してなかったのですが、結局、自家用車でも行く費用は掛かりますので。
税務主幹	助成するのは、金額が大きいから良いとか、悪いということにはなりません。
まちづくり主幹	JRの場合は普通運賃、バスの場合はバス料金ですね。あと、自家用車の場合は1kmあたり12.5円です。これは、障がいによって半額であったり、全額であったり。
会長	全額もあるのですか。
まちづくり主幹	はい、心身障がい者の場合は、全額で、精神障がい者の場合は半額等、それぞれあるようです。
会長	人工透析の場合も？
まちづくり主幹	人工透析については、全額ですね。
委員	平たく言うと、税金を払わないで、町から補助を受けるというのは、考えものですよ。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員	資料1の申請件数ですけども、相対的に全部見ました。大体900件前後ありますね。そして、福祉関係だけで、半分くらいの400件ほどあるのですが、今検討委員会5、6回開かれていますよね。その辺の検討委員会の話しの中身はどうなっているのでしょうか。
税務主幹	検討委員会の方では、個別に各担当と話しをしているんですけど、ただ福祉関係の資料1のNo.24～29については、「これはちょっとな」という意見もあります。検討委員会の中でも統一して、これを入れたらいいというわけではなく、これはちょっと福祉関係なので、入れない方がいいのではないかという意見も当然出ています。
委員	全部町単費なのですか。
税務主幹	ここに出ている事業は全部町単費です。
委員	その他に、例えば、国とか、道とかの補助ももらえて、更に町も補助しているのではなくて？
税務主幹	違います。ここに載せてあるのは、町だけの補助です。
委員	例えば、障がい者手帳。透析を受けている方も障がい者手帳なのでしょうけど、それぞれによって、公共交通機関の割引ってありますよね。JR乗るのに、満額というのはないのでしょ？それとも、満額なのですか。
総務部長	級によりますね。
委員	勿論、そうですけども。
委員	身体障がい者の場合は、多分、単独と介護付きとあるのですよ。手帳に書いてありますね。単独の場合は本人だけ、介護付きの場合はもう一人の方も半額ですよ。
委員	だから、その半額分の何%かを補助するというのですか。
会長	それは町と関係ないのではないのでしょうか。例えば、僕の知人が心臓疾患で、当人はバス代、JR代は無料で、介護者は、1/2になっているのですけど。これは町とは関係ないのではないかな。
委員	でも、そういう人たちの交通費を助成するわけですよ。遠距離も含めて。
会長	あくまで自治体がやっている助成なのですよ。だから、飛行機代とかは別なのですよ。飛行機乗るのも重度心身障がいだと無料なのだけだね。これは町が助成している部分であって、例えば診療に通うための交通費のうち、いくらだということ。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員	町以外からは、もらっていないということですね。
税務主幹	ここに書いてあるのは町からのもの。
委員	町の方で補助するのは？じゃあ、旭川市に行ってきましたと。その旭川市までの往復の正規の料金を支払うのか。障がい者手帳を持っているのだから、半額の料金の補助になるのか。
まちづくり主幹	半額の方ですね。制度の中で割引されたのちの金額ですね。
副会長	確か、何年か前に滝川市でこんな話があったかなと。生活保護を受けながら、札幌市まで通院して、そして、市に請求して、市がその言いなりに払ったという部分を言って、今言うような、福祉に関しても手を付けようとしている捉え方でいいのかなという話し。普通に考えたら、例えば特定疾患だったら、なかなか働けなくて、生活も苦しくて、今言うように頼れるものも無くて、市に申請するのが普通だと思うのですね。それをある人が、色んなものを偽って、収入もありながら、なおかつ申請もしたみたいなきっかけがあったという事実を捉えるなら、こういう人たちにも制限をかけてもいいのではないかと思います。僕はそういうふうに関心したのだけど。
委員	収入有無に関わらず、納税していれば、例えば、透析患者は生活保護を受けていようが、財産があろうが、透析を受けている人は補助が出るわけでしょう。それを不正に請求するかしらないかは、別な問題だと思うのですが。そういうのを防ぐための条例ではないと思う。
副会長	そうだとしたら、マルを付けた根本が理解できない。
委員	それは、納税していない者は、駄目だということだけで、補助を受けられない。
副会長	そのことに関して、こういう人もきちっと納税をして、本当にできない人であれば、どういう人なのかということを精査するということ？
委員	それはそうだと思います。だから、それが不正かどうかということは、行政の方でしっかりチェックすればいいことだと思うのですが。
会長	副会長が言うのは、何故、今これが出てきたのかということなので、それが可視ということではなくて、その根拠となったことは、何かということなのですね。それが先ほど、主幹が言ったように、赤平市の制限の中に、美幌町という福祉ハイヤーの部分があるのです。それを調べたところ、他に人工透析、心臓疾患の方の交通費を助成しているのだというかたちで出てきたと私は推察するのだけでも。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
税務主幹	福祉関係の高齢者、身体障がい者の福祉関係のサービス制限の部分で、赤平市では、今言った重度障がい者、福祉タクシー券助成の他には、配食サービス、紙おむつ支給事業、緊急通報システム事業等にサービス制限しているのですね。あと、上富良野町では、配食サービス事業、除雪サービス事業、訪問介護員派遣サービス事業、寝たきり老人おむつ購入費助成等も制限しています。
会長	恐らく、そこから出てきたのだと思います。
税務主幹	元々、本人が出すのだけでも、それに対して出す上乘せの助成ですので、そういうものについては、制限の対象にどうかという部分なのですね。当人が出さなくて、例えば補助とか助成だけで、賄うものであれば、どうかというのはあるのですけども。
会長	これは、あくまで当人のせいなのだよ。ぼらない人は、ぼらない。納税しないに関わらず。全部が全部、障がい者手帳を持っている人がやっているわけじゃない。当人が申請して、申請した場合に限って、あなたの障がいは何級ですねと。全部、障がい者手帳を持っている人になっているわけじゃない。
委員	実際、そうですね。人工透析の人の申請数は3件でしょ。実際、やっている人は60～70人ぐらいいるのですからね。その人たちが皆、週3回くらいやっているのでしょうか。
会長	確か、福祉ハイヤーとだぶってもらえないのだよ？
委員	もっと、病院から福祉ハイヤーに乗る人たちがいっぱいいますけど、申請していないのですかね？
会長	福祉ハイヤー券もらっているでしょ。確か、ぼくの知り合いは交通費助成ではなくて、福祉ハイヤーの券です。
総務部長	透析も町の病院でやっているのですけども、町の病院ではなくて、町外の病院で、透析を受けている患者さんも実際にはいます。それには色々都合があるのですね。多分、北見市であれば、自家用車で。交通機関を使うのは珍しくて、遠くなれば別ですけどね。改めて、この3件というのは、そういう人たちなのかなと思います。
委員	残りは全部、資料1の「No.28福祉ハイヤー事業」に入ってしまうのですね。ひょっとして、福祉ハイヤーと言ったら、車椅子を載せる移送サービスのことかと思っていました。北交ハイヤーも、福祉ハイヤーというのですか。チケットの問題なのですか。
会長	福祉ハイヤーの場合はね。先ほど、言われた町から委託されているのが移送サービスと言って、これは無料です。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員	資料2の審査会、赤平市の例の「特定滞納者は払税能力がありながら」と言うところが、大事なような気がする。
税務主幹	赤平市の場合は、特定滞納者ということで、事前に選定してしまう。町で考えていたのは、そういうかたちで先に選定しないで、申請があった時点で、滞納があり、どうしますかっていう部分で、払えないと言ったら、制限して。払えないと言っても、私は今払えないけども、分割だったら、払えると言ったら、分割。事前に選定するということは、考えていなかったのですけど。
会長	上富良野町みたいなかたちになるのですね。段階的に。
税務主幹	制限するまでの段階とまではいかない。
副会長	単純に相当丁寧な説明をしなかったら、このマルだけでいったら、パンドラの箱を開けてしまうみたいな話で、大変なことになってしまう気がします。
会長	今、主幹が言うように、事前にかんがりの調査が必要で、納税意欲があるのかどうか。誓約書をとっても滞納を続けるようになったらね。
税務主幹	そうですね。赤平市でいう特定滞納者に該当するという部分で、そういうことを制限してもいいのかと誰でも思ってしまうことがある。本当に制限していいのか、きっと、皆さん思うことがあるのですよね。特に福祉関係では、困っているから、そういう方に助成する部分がありますので。
委員	それはあるよね。行政は弱い人の味方みたいなのところがあるから。
税務主幹	検討委員会でも話は出てきていますので。
副会長	今言った400件近い申請があるということに対して、手を付けることは本当にしっかりとした説明をしなかったら。そして、これは益々増えるからね。
委員	先ほど話したように全体で900件前後、その半分が福祉関係のことだから。そして、一番弱い底辺の部分だからね。
委員	資料1のNo.29の高齢者って、70歳からの独居もいるのでしょうか。障がいも何もなく、ただ一人である場合でも、リフォームの対象になるということですか。手摺りのスロープを付けるとか。
まちづくり主幹	介護認定を受けている等の条件でですね。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員	そういう条件でしたら、この「高齢者等」というのはね。私、高齢者等なわけですけどという申請があったら、増えてくるのではないのでしょうか。そういう人がいっぱい出てきて、それこそ私の知人が障がい者になったときには、手摺りは全部カタログにあるものではないと、駄目なのですよね。
副会長	金額が決まっているから、その範囲でないとね。
委員	ホームックで安いのを売っているから、3割補助してくださいとかには、ならないのですよね。
副会長	見積り出してからではないとね。
委員	その見積りの段階に、品物が全部決まっていると、ちらっと聞いたものですから。安いものを使うっていうわけにはいかないのですか。
総務部長	決まってはいません。何処の工務店に頼んでも構わない。
委員	この資料1の「No.29 高齢者等住宅改善費助成」の4件が、どういう状況の4件なのかは、今後増えるのか、増えないのか。内規で基準を決めておくべきなのか。安心して、快適にというところとすごく大雑把ですよね。
税務主幹	担当に概略で書いてもらったものなので、細かい部分は他にいっぱいあると思うのですけど。
副会長	これは、無茶な話しになるかわかりませんが、例えば、先ほどの納税義務がありながら、給食費を払わない。でも、その考えは別なのでしょう。子どもの給食費は制限しないけど、高齢者福祉のところは、網掛けしようと言った時に、その段階で、相当丁寧な説明をしないとね。将来の子どもたちは手厚くなるのかという話しになるのか。ちょっと、矛盾が出てくるのかなという気がするのだけでも。
税務主幹	どちらにしても、サービス制限については、今、おっしゃられたように丁寧な説明は当然していかなくてはならない。制限するのが福祉とか関わらず、サービス制限ということで、住民の方のサービスを制限するかたちになってしまいます。他のまちに確認しても、丁寧な説明はしています。
委員	ただ、こういう制限をしていることがあるという表現なのではないでしょうか。
副会長	そういうことであれば、子どもの給食費なんかも制限を受けると引っぱり上げるものなのかどうか。
委員	でも、給食費については、全国的にその生存権がどうなのかとか、色んな問題があり過ぎますよね。この高齢者等は、もっと単純に美幌町はどうするぐらいで、構わないと思います。給食費はどこに行っても、制限はできないのですから。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
副会長	そもそも、制限ありきのことに関して、最初の話しに戻ればね。そこは駄目なのかと最初から言っているの、逆であれば、それこそ、皆さん、平等に全てのものに制限と言え、わからないものもないのですけど。
税務主幹	この条例を作るにあたっては、今言われている生存権、教育を受ける権利等は、当然他の市町村においても、抜いて条例を作っています。これは、憲法でも保障されている部分があります。
副会長	そしたら、最後にパブリックコメントをもらうのでしょ？しっかりとパブリックコメントをもらえればいいのじゃないかな。私は心配なのですが。
会長（司会）	他に何かご意見ありますか。
委員	支払う能力があるのにも関わらず、支払わないということ自体が本当に私としては可笑しいことだと思うのですよね。それとしっかりと納税の義務を果たして、こういうサービスを受けるのが普通だと思います。
会長	まだ、この中で精査しているわけじゃないのですよね。あくまで申請件数を出しているわけで、その中で制限にかかりそうな件数までは出ていない。
まちづくり主幹	元々、非課税でかからない人も入っています。
会長	恐らく、非課税の方は関係ない。納税は憲法で決まっている義務なので、それもしないでまちから助成を受けることはね。他のまちを見ても、先ほどから、主幹がおっしゃるように慎重な調査が必要だということ。福祉に限らず、他のまちでもすぐにはやっていない。今進めているからといって、出てきた町の行政サービスの一つだと思うのですが、どうですか。それと、赤平市等、こういうものがあつたのだと、民生部に聞いたら、出てきたことでは？
税務主幹	今言われた部分は当然ありますけど。今回の赤マルは担当と話しはしました。現在、担当としても判断というのはしておりません。ですから、皆様のご意見をお聴きしたいです。なかなか、検討委員会でも、賛否はありますので、福祉分野は難しいと思います。
会長	一応、こういう心配が出たということで、福祉に関しては、慎重に検討してほしいです。
副会長	そうであれば、No.30～32までマルが付くのかな。子どもは産んで、なおかつ税金を払える能力がありながら、申請するというのも、誰が弱い者で、強い者かという色分けはしませんけども、この文章だけを読んでいくと、マルがあっても違和感ないかなという話しにもなるのですけど。今、会長がおっしゃられたことが一番大事だと思うのですよね。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
会長	審査委員会みたいな機関を作るとかまでは、っていないのでしょうね。
税務主幹	ご意見いただいていますので、作って、やるかどうかというのを話し合いたいと思っています。
会長（司会）	資料１に関して、今までの話でいいですか。
委員	今、池さんが言われたNo.30～32に関して、No.30はよくわかりませんが、No.31、32は赤マルを付ける方向で検討されてもいいのではないかなと思うのですよね。No.30は、かなり特定な人のようですから。
副会長	多分、ここまでの人は、自分で申請しないと思います。全体に話しをしたら、こういうこともあり得るよという抑止力として、出していきたいということで、これをあまりにも強く外に出すと、色んな問題が出てきてしまうのではないかと思います。先ほどから言うように、しっかり言って、何があっても、説明できるように。そうしておかないと、我々委員会も追隨したのかっていう話しになっても、私は嫌だなと思いますし。
委員	すいません、乳幼児って3歳までですか。
まちづくり主幹	通常、乳児は1歳までですからね。それと幼児と合わせてなので。
委員	エンゼル120は、大した金額ではないにしても。
事務局	この事業は2歳未満までです。
会長（司会）	それでは、資料2に関していきますか。 赤マルについて、付いていないところも付けた方がいいのではないかなというご意見があるのか、どうか。
税務主幹	例えば、ご意見としていただいたNo.31、32とか制限したらいいのではないかなということ。赤マル、黒マルが付いているものだけではなくて、他にもこういう制限にしたらいいのではないかなということをご意見いただければありがたいです。
委員	マルを付けなかったところの理由は？
税務主幹	事前に担当部署とは話しは付けているのですが、こちらの方で、明らかに拒否のような意見があったので、とりあえず付けていないです。
委員	プレママとエンゼル120というのが、やや政策的な部分があるのかな。ただ、ここのサービス制限だけで考えれば、マル付けてもいいのかなと思います。やっぱり、人を増やしたいとかね。そういうのは、あるのかな。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
副会長	部署、担当の力加減で付く、付かないという話しではまずい。障がいの方の部署が弱かったのか。そういうことでは、まずいですよね。なので、もう少し揉んでください。
委員	私的に、保健福祉関係は皆年寄りで身体が弱いのがから、私はなるべく赤マルが少ない方がいいと思います。中には、お金を持っている方もいらっしゃるかもしれませんが。
会長	配食サービスの月の平均が70～80なのですが、8割以上は非課税です。だから、ここには滞納者は出ていないのですよ。
副会長	例えば、極端な話し、全部赤マルになりました。委員の総意でそうになりました。行政の中で、町長がそれを見たときにそうかと。それとも町長がこれはまずいだろうとなって、これが消えるかという部分はどのような？
委員	それは当然変更になるでしょ。そんな絶対的な権限はないでしょ。
委員	それとは逆に、例えばNo.24の事業で、委員会でバツに、それで町長にあがっていた場合もバツなのかと。逆を言えばね。なるのであれば、委員会での今日の意見どうしますって、多数決では？
会長	これは多数決とはいかない。皆さんが言った福祉関係には慎重な取扱いを。赤マルを付けるにしても、もう一回検討していただきたい。
副会長	こういうこともあるぞという抑止力で付けるのだったらいいけど。
委員	赤平市かどこかで、あなたは払っていないから制限受けますよと言ったら、「はい、わかりました」って言って、制限を取り下げて払わない人もいます。だから、それはリスクの問題で、他のまちでは取り下げる人もいますってということで、制限される人は1／3しかいない。だから、払わない人の理由は様々なので、本当に困窮している人たちは、別なところで救済されているわけですから。払わない人の理由までこちらで詮索する必要はないと思います。
会長	ご意見をまとめると、福祉関係のサービスに関しては、慎重な取扱いをお願いしたいと。サービス制限するにあたっては慎重な事前の調査、誓約を見てからするというので、どうですか。それと、マルを付けるという部分でNo.31、32に関しては、もう一回検討したら、どうですかという意見も出ました。
副会長	トータルで慎重に検討してくださいということで。
会長（司会）	それでは、資料2について、ご質問、或いはご意見ありますか。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員	審査委員会ですけど、美幌町には収納向上対策本部の中に、サービス検討委員会がありますよね。将来的に、これを審査会に移行するのか、それとも審査会は作らないのか、また別に作るのか、その辺の考えをお聴きしたい。
税務主幹	当初の案では、審査委員会を作るかたちを考えていませんでした。だから、特定滞納者というよりは、申請段階で未納者だとしたら、今払えばサービスを受けられますし、払えませんかということでしたら、分割はどうですか。分割でも払えないと言ったら、制限するかたちです。先ほど言った赤平市みたいに、事前に過去の経過から見て、何回言っても払わないという悪質な方については、事前に選んでというのは考えていませんでした。ただ、こういうふうにご意見いただいたので、今後審査会も含めて、考えていきたいと思います。まず、新たに作るのがいいのか、既存の組織をもって、審査委員会にするのかということは、これから検討していきたいと思います。
委員	ここにも書いていますね。赤平市は6名、上富良野町は5名で審査委員会を設けている。
会長	ですから、この委員会での意見が反映されて、今、主幹が言ったように、設けることも検討中ということですよ。どういうかたちにするかということは、まだ具体的に決まっていないということで。
税務主幹	そうですね。
委員	将来的には設けた方がいいのではないかと。他の3市町もありますから。
委員	例えば、滞納者は100人いるけど、この中で、悪質な人は誰だという。特定なのは10人や、5人で、それを審査する委員会を15人ではなくて、5人で特別にやるというのであれば、それはそういう方法でやってもいいです。15人の中で、A～Dとランクを付けてもいいです。わざわざ、5人別な委員会で特定滞納者を決めなくてもいいのでは？
会長	5人というのは、上富良野町のケースで。これは氏名公表の場合に限って。段階的に、A、B、Cと付けるのか。或いは、特定と名前を付けるのか。それは町がどういうふうにするか、これからの考え方。それを決める委員会を設けたらいいのではないかとということ。
委員	今ある委員会の15人は単なる納税状況を報告し合う会ですか。それとは別なことですよね。収納率を上げるということではなくて、滞納者の制限をどうするかという委員会を作らなきゃいけないということですよね。
税務主幹	収納対策本部は税金と他の使用料の未収債権を圧縮するために、どうしていったらいいのかということをお話し合う場になっていますので。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員	最初にお話しがあったように思うのですが、課でも担当が違いますよね。それをパソコンで共有する、しないというのが初めのときに、それは他の課のものを見られないとかありましたけども、委員会を作ると、全部一覧表で見られるシステムを作っていくのでしょうか。
税務主幹	赤平市ですね。
会長	ただ、我々の町としては、どうしたらいいかということで。
委員	委員会の話しでは、作った方がいいという話しが出たので。
税務主幹	この条例でサービス制限したらいいのではないかと。今、サービス制限している要綱で、他の条例で制限しているものがあるので、それを拡大していったら、どうかとか、更に拡大するのであれば、これを作ったらどうだという部分が収納対策本部の中の検討課題であがってきています。先ほど言った税金、使用料の収納率を上げるために、サービス制限が出てきましたので。
会長	ただ単にパソコンを見るだけで、この人引かかるよということではなくて、データに基づいてあげておいて、もう一回審査したらどうかな。
税務主幹	赤平市は事前に特定滞納者を選定して、ただ単純に滞納の有無で、他の細かい部分は個人情報があるので、役場内での情報の共有は駄目なことになっている。担当者だけが暗証番号をもらって見られるシステムでやっていましたよね。
委員	事前に、リストアップできているのでしょうか。 美幌町は申請があったら、この人が的確かどうか、それから調べるのですよね。今の状況では。
税務主幹	そうですね。
会長	的確か、どうかという審査会は設けた方がいいですね。
委員	どちらにしてもね。
会長（司会）	あと、他にお聴きしたいことはありませんか。 では、別にないようですので、資料３に関してはどうですか。
税務主幹	資料３に関しては、項目だけをあげさせていただきました。具体的な中身はこれからです。
会長（司会）	他に、いただいた資料等でご説明ありますか。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
まちづくり主幹 （説明） 会長（司会）	<u>議題2 その他</u> ①まち育講座、まち育出前講座の案内 ②平成26年度行政改革推進委員会について 上記2点について説明。 その他、何かありませんか。お聞きしたいこととか。ちょうど90分 です。いつもこの会は熱心で、90分を超えてしまいます。 それでは、閉会します。皆さん、ご苦労様でした。